

ホルトホール大分市民ホール友の会 規約

第1条 名称

この会の名称は、「ホルトホール大分市民ホール友の会」（以下「友の会」）とします。

第2条 目的

友の会は、ホルトホール大分市民ホールにおいて実施する事業をお楽しみいただくとともに、市民ホールの活動に対して、より多くのご賛同をいただくこと、また、地域文化の向上に寄与することを目的としています。

第3条 事務局

友の会運営事務局（以下「事務局」）はホルトホール大分総合事務室内に置きます。

第4条 会員

1. 会員とは、第2条の友の会の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、第7条に規定する手続きを経て入会を認められた個人をいいます。
2. 会員資格の有効期間は、会員となった月から1年間とします。
3. 会員は、事務局に届け出て、退会することができます。この場合、納入済みの会費は返還しないものとします。

第5条 会費

会費は次のとおりとします。入会金 500 円 年会費 1,000 円

第6条 会員証

1. 会員には会員証を発行します。
2. 会員証は会員本人のみが利用できるものとし、他人への譲渡、貸与はできません。

第7条 入会及び更新手続き

1. 友の会に入会しようとするときは「ホルトホール大分市民ホール友の会 ホルとも入会申込書」（以下「申込書」）に必要事項を記載のうえ、申込書を事務局に提出し、あわせて会費（入会金と年会費）を支払わなければなりません。
2. 会員が継続を希望するとき（以下「更新」）は、入会した月から1年が経過する月の末日までに年会費を支払うものとします。更新手続きの猶予期間は半年としますが、更新後の会員期間は、満期月の翌月から1年間とし、猶予期間中は会員特典を受けることはできません。尚、更新手続きが行われない場合は、自然退会とみなします。
3. 会費の納入方法は、事務局が指定する方法によるものとします。

第8条 会員特典

会員は以下の(1)から(6)の特典を受けることができます。1 事業につきチケット予約は1回、購入は基本的に1枚とし、無くなり次第終了いたします。3年目以降は2枚購入可。

- (1) 主催事業や共催事業、一部の貸館事業のチケットの優先予約及び購入（予約・購入後のキャンセルはお断りいたします）
- (2) 主催事業や共催事業、一部の貸館事業のチケット購入の割引
- (3) 主催事業や一部の共催事業の優先入場（自由席の場合）
- (4) イベント情報誌の送付
- (5) 提携施設での会員特典サービス
- (6) 会員限定イベント（出演者や会員同士の交流イベント等）

第9条 会員証の紛失・盗難等

1. 会員が会員証を紛失・盗難にあったときは、速やかに事務局にご連絡ください。有料にて再発行いたします。
2. 会員が紛失・盗難その他の事由により、会員証を他人に利用されることにより生じた損害について、事務局はその責を負いません。

第10条 届出事項の変更

1. 会員は、氏名、住所、郵送先等申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに事務局にご連絡ください。
2. 前項の届出がなく、送付書類の到着の遅延、又は不着となっても、事務局はその責を負いません。

第11条 会員資格の喪失

会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができます。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 会費及びチケット代金の支払いを怠った場合
- (3) 本規約に違反した場合

第12条 個人情報

会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、適切に取り扱い第2条に規定する目的以外に使用することはありません。

第13条 規約の変更

事務局は、必要があるときは本規約を変更することができるものとし、この場合、変更内容を会員に通知します。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

附 則

- この規約は平成25年7月20日から施行します。
- この規約は平成25年9月8日から改定施行します。
- この規約は平成26年3月1日から改定施行します。
- この規約は平成26年9月1日から改定施行します。
- この規約は平成27年11月20日から改定施行します。
- この規約は平成27年12月1日から改定施行します。
- この規約は平成30年1月4日から改定施行します。